

第58回 鈴鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催について（報告）

新型コロナウイルス感染症について、市内での情報共有及び感染症対策を図るために、見出しの会議を開催いたしましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1 日時・場所・出席者

- (1) 日時…令和3年8月25日（水）16:00～17:50
- (2) 場所…鈴鹿市役所 6F 庁議室
- (3) 出席者…鈴鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部構成員

2 「緊急事態宣言」及び「三重県緊急事態措置」を受けた本市の対応について

(1) 幼稚園、小中学校における2学期当初の対応について

小中学校については、9月1日（水）から3日（金）までの間は、分散登校とし、6日（月）から10日（金）までの間は、オンライン授業を実施する。この期間中、給食は実施しない。また、緊急事態宣言期間中は部活動及び通級学級は中止とする。

幼稚園については、9月1日（水）から10日（金）の間は休園とし、事情のある場合のみ、午前中のみ預かりとする。

（詳細については、別添1参照。）

(2) 保育所（園）や放課後児童クラブにおける対応について

緊急事態宣言期間中は家庭での保育が困難な場合を除き、登園（通所）の自粛をお願いする。（詳細については、別添2参照。）

(3) 本市所管の貸館施設などの休館等について

緊急事態措置の期間中、本市所管の貸館施設等は原則休館とする。（詳細については、別添3参照。）

また、本市が所管するバーベキュー施設は使用禁止とする。

(4) 地域行事の自粛について

緊急事態措置の期間中、地域行事（祭りや会議等）は控えていただくよう自治会連合会や地域づくり協議会を通じて依頼する。